

令和4年度（第6回）  
社会教育委員会議 議事資料

# 目 次

## 協議事項

- (1) 文化財の保存と活用及び今後の方策について . . . P. 1
- (2) 令和5年度社会教育委員活動計画（案）について . . . P. 4

## 報告事項

- (1) 公民館の利用促進に向けた取組について
  - 加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例の改正 . . . P. 5
  - 加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の改正 . . . P. 6
  - 加古川市立公民館使用許可基準の制定 . . . P. 10
  - 令和4年度加古川市立公民館の利用促進に向けた取組について . . . P. 12
  - 令和2年度加古川市立公民館の今後のあり方についての提案 . . . P. 13

## 文化財の保存と活用及び今後の方策について（案）

令和4年10月及び12月の2回にわたり、加古川市の文化財行政の現状と今後の課題について説明させていただくとともに、加古川総合文化センター博物館や収蔵庫等の施設見学、日岡山古墳群の見学などを通して、様々なご意見やご提案をいただきました。

いただいたご意見やご提案を踏まえた取組及びその他有効と思われる取組について、以下のとおり整理を行い、本内容に沿った取組を進めてまいります。

### 1 現 状

文化財調査研究センターは、文化財の保護を中心に、調査、活用及び管理等の業務を「文化財保護法」や「加古川市文化財の保護に関する条例」などに基づいて行っており、主要な業務は次のとおりです。

#### ①文化財の保護

- ・指定文化財の指定（年1件以上）
- ・指定文化財の修理及び管理補助等（年5件以上）
- ・文化財保護意識を高める業務
  - －文化財講座の開催（年3回）
  - －文化財ニュースの発行（年1回）及び普及資料の作成等
  - －歴史文化関係団体等との連携及び協力

#### ②文化財の調査

- ・埋蔵文化財発掘調査  
（公共事業、開発事業に伴う発掘調査が中心）
- ・その他文化財調査

#### ③文化財の活用

- ・本岡家住宅の公開及び活用
- ・文化財説明板及び標柱の設置・管理
- ・管理資料（考古資料、写真、図面等）の貸出・出品
- ・文化財調査の受入れ
- ・講師派遣（文化財関連の講座、見学会等）
- ・考古資料、民俗資料の展示協力（総合文化センター博物館）
- ・史跡、建造物の管理・公開（本市所管分）

## 2 今後の方策について

### (1) 文化財について学習できる取組

文化財について身近に感じ、文化財の大切さの認識を広げ、わがまち自慢としてふるさと意識の醸成に資するため、関係機関との連携や収蔵庫に保管中の出土物などの活用を図るとともに、効果的な情報発信に努めます。

#### ①総合文化センター博物館との連携強化

- ・文化財調査研究センター所管の出土物展示に関して、積極的なアドバイスを行う。
- ・企画展（文化財調査研究センター主催）の開催を働きかける。
- ・施設見学会の開催（文化財調査研究センター主催）を検討する。

#### ②収蔵庫に保管中の出土物の活用

- ・展示説明会、学習会の開催（夏休み期間など）
- ・整理作業見学会の開催（土器等の整理、復元作業など）

#### ③現地見学会の開催

- ・鶴林寺（ガイドボランティアとの連携）
- ・日岡山古墳群
- ・西条古墳群
- ・平荘湖古墳群

#### ④地域歴史講座等への講師派遣

- ・公民館主催の講座へ、講師派遣を積極的に働きかける。
- ・小中学校が企画する歴史見学会等へ、講師派遣を積極的に働きかける。

#### ⑤図書館との連携

- ・中央図書館とコラボした催し等の企画（お話し会等）

※加古川図書館、ウエルネスパーク図書館、海洋文化センター図書室とも検討

#### ⑥本岡家住宅の活用促進

- ・一般公開、特別公開のPR強化
- ・イベント等への活用（茶会、お花、お話し会等）

※本岡家住宅については、現在の少年自然の家の敷地に移築してから25年が経過する。

小規模な修繕は行ってきたが、大きな修理が必要なところも出てきた。特に茅葺の屋根に至っては、劣化が進み建物全体に影響を及ぼしかねないため、5年以内の修理完了に向けて、予算の確保や修理専門業者との調整を進める必要がある。

## (2) 新たな制度の創設

文化財保護法の改正により、地方公共団体による文化財の登録制度が新設されたこと等を踏まえて、市条例の改正も視野に入れた新たな制度を創設し、文化財の保存及び活用に役立てます。

### ①市登録文化財制度の創設

- ・お地蔵さん、道標などの石造品、お堂や名勝などの中で、指定文化財には至らないものの、地域で昔から大切にされている文化財について、登録文化財として登録できるようにすることにより、わがまち自慢やまちおこしなどの起爆剤として活用する。

<イメージ>「石のたらい」(加古川町美乃利)、「こけ地蔵」(東神吉町天下原)

### ②補助金交付制度の整備

- ・現行の各種規程(条例、規則、補助金交付要綱等)の整備を行い、指定文化財の修理や保存管理への活用を図る。
- ・補助金額の増額に向けた検討を行うなど、補助制度の充実を図り、後世にも文化財が保存されていく取組を行う。

## (3) 文化財保存活用地域計画の策定

「加古川市歴史文化基本構想」を推進するため、基本構想にある関連文化財群のつながりとまとまりを守り、育み、活用し、地域住民が中心となって、市の魅力向上と地域活性化につなげるための具体的な計画として、以下の地域計画を検討します。

### ・日岡山公園地区

日岡山公園については、近く再整備が予定されており、県内でも有数の日岡山古墳群が現存しているため、市指定文化財への指定などを含めた検討を行う。

また、古墳を身近に感じることができるよう、案内板や標識の設置、駐車場や施設のカラーリングなどについても整備を検討する。

### ・鶴林寺地区

国宝2件を含む重要文化財21件もの多数が現存し、播磨地方有数の古寺である。令和4.5年度で鐘楼及び護摩堂の修理が行われており、貴重な建造物、仏像及び絵画の保存と活用を図る必要がある。

### ・寺家町・本町地区

旧加古川図書館、ニッケ印南社宅など近代建築などが現存しており、今後の活用状況等を見守りながら、対応策を検討する必要がある。

### ・西条古墳群地区

国史跡の尼塚古墳、行者塚古墳、人塚古墳、県史跡の西条廃寺が現存しており、周知を含めた活用を検討する必要がある。

### ・平荘湖古墳群地区

升田山15号墳等多数の古墳が現存し、発掘調査による出土遺物も多いため、周知を含めた活用を検討する必要がある。

以 上

## 令和5年度社会教育委員活動計画（案）について

### スケジュール

回	時期	内 容
第1回	4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和5年度社会教育委員活動計画（案）について</li><li>・各課事業の推進について （各課より令和5年度の予算や事業について説明）</li></ul>
第2回	6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会教育施設の運営について （社会教育施設の利用状況や事業について説明）</li><li>・社会教育事業の推進について</li></ul>
第3回	8月	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会教育事業の推進について</li></ul>
第4回	10月	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会教育委員の役割について</li><li>・社会教育事業の推進について</li></ul>
第5回	12月	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会教育事業の推進について</li></ul>
第6回	2月	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会教育事業の推進について</li></ul>

公民館における学習機会等のさらなる充実を目的として、民間事業者等に対して使用許可を行う範囲を拡大するため、条例等について整備を行いました。

- ・ 加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例の改正
- ・ 加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の改正
- ・ 加古川市立公民館使用許可基準の制定

加古川市条例第 1 2 1 号

加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 6 3 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考を備考 1 とし、同備考に次のように加える。

- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用に係る使用料の10分の10に相当する額を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の使用に係る使用料の徴収は、施行日前においても行うことができる。

加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

<ここに様式第1号及び様式第2号が入る。>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の使用に係る申請及び許可について適用する。



様式第1号(第6条関係)

加古川市立

公民館使用許可兼使用料減免申請書

加古川市教育委員会 様

第 号  
年 月 日

申請団体名 \_\_\_\_\_

公民館の(使用許可・使用料の減免)を受けたいので、条例及び規則を遵守することを誓約し、次のとおり申請します。

使用目的					使用者の 主な年齢層	・青少年・成人 ・高齢者・その他
入場料等	<input type="checkbox"/> 徴収する(様式第1号別添の提出が必要) <input type="checkbox"/> 徴収しない					
No.	使用年月日	室名	使用時間	人数	※使用料	
1	年 月 日( )		時～時		円	
2	年 月 日( )		時～時		円	
3	年 月 日( )		時～時		円	
4	年 月 日( )		時～時		円	
5	年 月 日( )		時～時		円	
6	年 月 日( )		時～時		円	
7	年 月 日( )		時～時		円	
8	年 月 日( )		時～時		円	
※減額・免除	規則第8条第1項第 号該当	※加算	有・無	※使用料合計	円	

※欄は記入しないでください。

代表者住所	
代表者氏名	(連絡先)
使用責任者	(連絡先)



様式第2号(第7条関係)

加古川市立

公民館使用許可書兼領収書

\_\_\_\_\_様

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

加古川市教育委員会 印

申請のあった公民館の使用については、次のとおり許可する。

使用目的					使用者の 主な年齢層	・青少年・成人 ・高齢者・その他
入場料等	<input type="checkbox"/> 徴収する(様式第1号別添の提出が必要) <input type="checkbox"/> 徴収しない					
No.	使用年月日	室名	使用時間	人数	※使用料	
1	年 月 日( )		時 ~ 時		円	
2	年 月 日( )		時 ~ 時		円	
3	年 月 日( )		時 ~ 時		円	
4	年 月 日( )		時 ~ 時		円	
5	年 月 日( )		時 ~ 時		円	
6	年 月 日( )		時 ~ 時		円	
7	年 月 日( )		時 ~ 時		円	
8	年 月 日( )		時 ~ 時		円	
※減額・免除	規則第8条第1項第	号該当	※加算	有・無	※使用料合計	円
			使用料として、上記記載の金額を領収しました。 年 月 日 加古川市立公民館長			

# 加古川市立公民館使用許可基準

令和5年1月24日教育指導部長決定

## 【使用許可にあたり、申請者に共通して求める基準】

- ① 社会教育法（以下「法」という。）第20条の公民館の目的に合致する使用内容であること。  
＜(参考)法第20条＞  
公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- ② 加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第6条第3項に該当しないこと。  
＜(参考)条例第6条第3項＞
  - ・法第23条の規定に該当するとき。  
＜(参考)法第23条＞
    - ・もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
    - ・特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
    - ・市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。
  - ・公序良俗に反するおそれがあるとき。
  - ・公民館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
  - ・その他公民館の管理運営上支障があるとき。
- ③ 特定の者に使用が偏らないよう、同一の部屋を全ての使用時間区分にわたり使用する場合は、使用日が連続して5日を超えないように配慮すること。なお、教育委員会が特に必要と認めるときはこの限りでない。
- ④ 入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用に係る使用料の10分の10に相当する額を加算する。但し、テキスト代等の実費のみを徴収する場合は公民館使用料の加算は行わない。なお、講座等の事業を行う使用時間区分以外に会場設営等のために複数の使用時間区分にわたり部屋を使用する場合や、講座等の事業を行う会場以外に講師控室等として他の部屋を使用する場合については、講座等を行う使用時間区分及び会場に係る使用料に限らず、これらと一体として使用していると認められる他の使用時間区分や他の部屋の使用料についても、加算対象となる。  
※実費について  
会場使用料、資料代、講師の旅費、外部講師の謝金、その他これに類するものなど事業の実施に伴い生じるものであって、申請者の収益につながらない経費については、実費と認める。

## 【使用許可にあたり、使用目的等に応じて、申請者に個別に求める基準】

### (1) 講座、教室、学習成果発表会等（講師の立場で部屋を使用する場合）

- ① 法第23条の趣旨を踏まえ、公民館が営利事業を援助することとならないよう、受講者から徴収する金額は、公民館使用料や教材費等の実費を除き、以下の金額までを目安とすること。なお、実費についても、可能な限り低額となるよう配慮すること。
  - ・継続的に開催する講座等：受講者一人当たり月額4,000円及び日額1,000円。

・臨時的に開催する発表会や講演会等：受講者一人当たり1回3,000円。

②商品製造販売業者やサービス提供者が、自社商品や自社サービスを外部の者に宣伝する行為が行われる等、商品やサービスの宣伝や試食や実演、会員の募集や勧誘を目的としていない。

③販売行為を行わない。

※講師が学習者に対して、教室や講座に用いる材料やテキスト等を、対価を得て支給する行為は、販売行為とは取り扱わない。

## **(2) 講座、教室、学習会、学習成果発表会等（サークルの立場で部屋を使用する場合）**

①講師の立場での使用ではない場合に使用を許可する。

※サークルが講師の立場で部屋を使用する場合は、「(1) 教室、講座、学習成果発表会等（講師の立場で部屋を使用する場合）」の基準が適用される。

## **(3) 専ら営利を目的とする団体（※）以外の団体が行う研修や会議その他の活動での使用**

①法の公民館の設置目的を踏まえ、生活文化の振興や社会福祉の増進を目的とした使用の場合に、使用を許可する。

※本基準において、「専ら営利を目的とする団体」とは、株式会社、有限会社、合資会社、合同会社、合名会社のいずれかの法人格を有する団体とする。

## **(4) 専ら営利を目的とする団体が行う福祉事業等の活動場所としての使用**

①普段の活動場所での活動が制限される状況等において、公民館運営に支障がないと判断できる場合に、利用者の体験活動の場として、一時的に使用を希望する場合は使用を許可する。

## **(5) 専ら営利を目的とする団体の社内会議での使用**

①法の公民館の設置目的を踏まえ、原則として使用許可しないが、公益に寄与すると認められる場合に限り、例外的に使用を許可する。

## **(6) 専ら営利を目的とする団体の社内研修会での使用**

①法の公民館の設置目的を踏まえ、社員に対して、社会人として一般的に求められる内容（人権の理解促進や、交通安全・労働安全等各種法令の理解促進等）の研修を行う場合は使用を許可する。

②専ら営利を目的とする団体の利益の獲得を目的にした社員研修会は使用を許可しない。

## **(7) 専ら営利を目的とする団体が行う採用試験会場としての使用**

①法の公民館の設置目的を踏まえ、使用を許可しない。

## **(8) 専ら営利を目的とする団体が行う上記(4)～(7)以外の使用**

①法の公民館の設置目的を踏まえ、原則として使用許可しないが、公益に寄与すると認められる場合に限り、例外的に使用を許可する。

### **【補則】**

この基準は、決定の日から施行し、令和5年4月1日以後の使用に係る許可について適用する。また、この基準にない使用目的等について使用許可を行うにあたっては、その都度、教育委員会の判断によること。

## 令和4年度加古川市立公民館の利用促進に向けた取組について

令和4年度社会教育委員会議において、令和2年度社会教育委員会議における「公民館の今後のあり方についての提案」についての、具体的な検討として、以下の通り議論を整理した。

### ～公民館の利用促進に向けた取組の3つの視点～

#### 1 学習機会の提供を行う機能を充実させる視点

##### ①公民館の魅力が伝わる広報

- ・公民館の様子や講座の内容が伝わる公民館だよりを作成する。
- ・幅広い層へ発信するため、ホームページ以外にも紙面やSNS等を活用して、効果的なPRを行う。
- ・登録団体の発表会や展覧会を市内公共施設や商業施設で開催するなど、公民館活動のPRを充実させる。

##### ②学習機会の充実

- ・多様なニーズに対応した各種講座を実施する。
- ・高齢者大学生や登録団体をはじめとした、地域住民の教育力を生かした講座を充実させる。
- ・子育て中の親が、学習に取り組めるように、託児付きの講座を実施する。
- ・小学生を対象とした、科学実験やロボットプログラミング講座等の体験型学習を実施して、学びを深める。

##### ③施設の整備

- ・老朽化した箇所について、計画的に修繕・更新を行うとともに、だれもが利用しやすい施設となるよう、エレベーターの設置やトイレの洋式化を図る。

#### 2 地域コミュニティの維持・持続的な発展のため貢献する視点

- ・学校園との連携により、発表会や作品展などを実施し、地域住民の交流を促進させる。
- ・学習機会を通じて、市民が地域活動に主体的に取り組める環境を醸成する。

#### 3 多様な地域課題の解決に貢献する視点

- ・行き場所のない子どもや不登校の子どもの居場所として活用する。
- ・学校の部活動等で公民館を使用し、学校と公民館の連携を図ることにより、相互の協力体制を構築する。

# (令和2年度)

## 加古川市立公民館の今後のあり方についての提案

### <現状>

- 社会教育法に基づき、中学校区ごとに市立公民館を設置している。全12公民館のうち、10公民館（加古川・加古川西・東加古川・両荘・志方・加古川北・野口・氷丘・平岡・陵南公館）は市の直営、2公民館（別府・尾上公民館）は指定管理者制度を導入し、町内会連合会が主体となり管理・運営を行っている。
- 各公民館では、主に、地域人材育成事業・地域子育て創生事業・高齢者学習事業・生涯学習創出事業の4つの事業を実施している。
- 令和4年4月には、東加古川公民館が加古川東市民病院の跡地に移転し、同建物内には東加古川子育てプラザが、同敷地内には東消防署が入る予定。
- 令和6年4月には、上荘小学校・平荘小学校・両荘中学校が合併し、小中一貫校が整備されるとともに、両荘公民館との複合化が図られる予定。

(参考) 加古川市立公民館建築年度一覧

No.	公民館名	建築年度	備考	No.	公民館名	建築年度	備考
1	東加古川	S48	R4 移転予定	7	加古川	S63	
2	両荘	S51	R6 移転予定	8	志方	H9	
3	加古川北	S54		9	平岡	H10	
4	野口	S57		10	陵南	H14	
5	加古川西	S59		11	別府	H17	指定管理
6	氷丘	S60		12	尾上	H20	指定管理

## <社会教育委員からの意見>

### ①ハード面におけるあり方

#### ○交通手段がない方や、近隣地域以外からも来館しやすい施設

十分な広さの駐車場の確保や、公民館前を経由するバスの運行等の整備を実施する。

#### ○子連れの方や車椅子利用者等、これまで利用が困難であった方が安心して利用できる施設

エレベーターや多機能トイレの設置等、計画的な整備・修繕を実施する。

### ②ソフト面におけるあり方

#### ○地域住民が気軽に集える施設

まずは公民館とはどのような場所かを知ってもらうきっかけを作る。

#### ○情報の発信力がある施設

講座等の情報を、利用者のニーズに合った方法で周知する等、利用者の目に留まりやすくなるような工夫をする。

#### ○開館時間中いつでも安心して利用できる施設

夜間や日・月曜日の職員が不在の際には、利用者の対応に限りがあるため、職員の増員やシフト制の導入等により、どの時間帯でも対応できるようにする。

#### ○日中に利用できない方が夜間に利用しやすい施設

夜間でも多くの方が参加できる講座を実施する。

#### ○より多くの方のニーズに応じた施設

公民館を利用する機会の少ない方からもアンケート等を通じて意見を聞く。

#### ○新規利用者が参加したくなる講座等が実施される施設

利用者の固定化もあることから、定期的に講座等の内容を見直し、新規利用を啓発する。

#### ○学んだことを生かす機会がある施設

学校園と連携し、講座を通じて学んだことを子どもたちに還元することで、公民館の活動を知ってもらうきっかけを作る。

#### ○若い世代が利用したくなる施設

子育て施設や学校等、他施設との複合化や連携を強化し、子育て世代や子ども向けの講座の拡充や、学生のための学習スペースを確保する。

#### ○「公民館」という名称にとらわれない施設

これまでの機能を残しつつも、新たな施設に変化していくことで、新たな利用者の開拓に繋がる。

#### ○市民の様々なニーズに応じた、無くてはならない施設

教養を身につけたい利用者にとっては学びの場、学んだことを活かしたい利用者にとっては活躍の場、必要な情報を得たい利用者にとっては情報発信の場、仲間に出たい利用者にとっては地域コミュニティの場等、多くの機能を備える。

#### ○災害時の避難所としての地域の拠点となる施設

地域の必要不可欠な施設と位置付けられる。



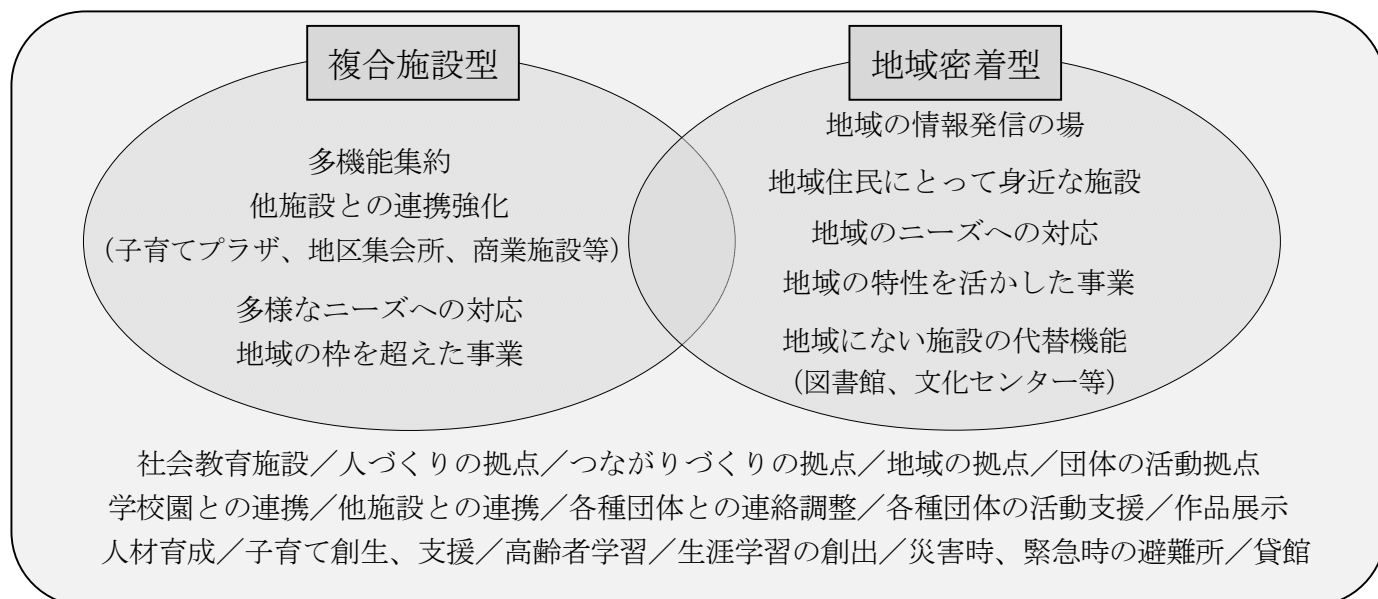
## <社会教育委員会議からの提案>

### 提案①

これまでの社会教育施設としての機能を生かしながら、社会教育法の範囲内で、可能な限り活動の幅を広げる。

### 提案②

令和2年3月に策定された「公共施設等総合管理計画に基づく再編計画」に基づき、建物を適切に維持管理するための修繕等を実施し、長寿命化のための改修の際には、「複合施設型」「地域密着型」の機能を備えるよう整備する。



※複合施設型：市内全域から多くの方が集まる活気のある施設となるよう、他の施設との複合化を行い、従来の公民館の機能に加え、子育て支援やイベント会場等として活用する。

※地域密着型：地域らしさの詰まった施設となるよう、現在の公民館のあり方を基本とし、地域の特性を生かした事業を展開し、地域が必要とする機能を追加する。

## ○実現に向けて

- ・市民ニーズを把握するため、公民館未利用者も含む市民を対象に、アンケート調査を実施する。
- ・市民が公民館に慣れ親しむための愛称を募集する。

(参考) 今後の流れ

時期	内容
令和3年2月12日	令和2年度(第5回)社会教育委員会において「加古川市立公民館の今後のあり方について(案)」の確認
令和3年3月	「加古川市立公民館の今後のあり方について(案)」を定例教育委員会及び関係部署へ情報提供
令和3～4年度	市民を対象に、公民館に関するアンケートを実施
令和3～5年度	アンケート結果を定例教育委員会及び関係部署へ情報提供
	「加古川市公共施設等総合管理計画」(令和9年度改正)に反映
令和3年度～	必要に応じ、各公民館の修繕を実施
改修の際	愛称を募集